平成２９年（フ）第４３号
奈良県葛城市木戸195番地７
債務者　**西口**　和代
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
福岡県飯塚市横田49番地１　渡辺ビル201号
債務者　塚本　陸雄
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２０号
福岡県飯塚市横田49番地１　渡辺ビル201号
債務者　塚本美代子
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県西宮市老松町13番24―212号、前住所東京都大田区中央６丁目24番17号（サンハイツ中央201）
債務者　福岡　信司
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番15号ミングルＡＰ立花一番館３Ｆ、前住所大阪市淀川区加島２丁目２番43号
債務者　軽部組こと軽部ダビドこと　ＫＡＲＵＢＥ　ＰＥＰＥ　ＤＡＶＩＤＯ
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市西立花町５丁目７番１―302号
債務者　山本由里恵
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１６号
兵庫県西宮市津門宝津町11番１―105号
債務者　當本　正行
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１７号
兵庫県尼崎市猪名寺２―17―12―405板谷方、住民票上の住所兵庫県尼崎市南清水40番17号
債務者　山里　美鈴（旧姓大里）
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２０号
兵庫県芦屋市宮塚町２番６―902号
債務者　本岡　宏次
１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪401番地５大川アパート、前住所徳島県阿南市那賀川町赤池162番地12　シティステイション壱番館103号室、香川県東かがわ市松原698―２　中央ハイツ６号棟103号室、徳島県三好市池田町中西タテイシ1123番地１
債務者　前田　祐斗
１　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第８号
大分県佐伯市船頭町15番21号　コーポ花園
債務者　大鶴アサ子
１　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第２号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番１―402号、従前の住所愛知県江南市藤ヶ丘２丁目１番地１　江南団地28棟302号
債務者　田丸　恒彦
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県三田市長坂24番地
債務者　森　　和彦
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４号
神戸市兵庫区北逆瀬川町４番16号　501、従前の住所神戸市兵庫区小河通２丁目２番22―502号
債務者　加藤　　優（旧姓春）
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
神戸市東灘区住吉本町１丁目９番30―402号
債務者　酒井　数子
１　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
佐賀市高木瀬西４丁目10番19号
債務者　大石　一磨
１　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係